中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

３　（略）

５～７　（略）

第17条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

⑴　第７条第２項において準用する航空法第47条第３項の規定又は第７条第５項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

⑸　（略）

（裏）

第19条　（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則

抜粋

（略）

航空法抜粋

（空港等又は航空保安施設の管理）

第47条　空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

２　前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　第39条第１項第１号の規定への適合の確保に関する事項

⑵　施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

⑶　施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

⑷　自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

⑸　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）第11条第４項に規定する措置並びに同条第５項において準用する同条第１項及び第２項に規定する措置に関する事項

⑹　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

３　国土交通大臣は、第１項の空港等又は航空保安施設が機能確保基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

（空港機能管理規程）

第47条の２　空港の設置者は、空港機能管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

３　（略）

５～７　（略）

第17条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

⑸　（略）

（裏）

第19条　（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則

抜粋

（略）

航空法抜粋

（空港等又は航空保安施設の管理）

第47条　空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

（新設）

２　国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

（空港保安管理規程）

第47条の２　空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。